

回 答 書

区分	質 疑 事 項	回 答	区分	質 疑 事 項	回 答
仕様書 4「照明器具の仕様」(1)	「一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内企業の製品とする。」とありますが、同工業会の正会員の中には、東日本高速道路(株)といった照明機器等の製造メーカー以外にも多数含まれており、照明製品に係るものではありません。調達する照明器具の安全性を確保する観点上で正会員の製品とされているのであれば「一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内企業」を「一般社団法人日本照明工業会の規格に適合した『公共施設用照明器具 対応機種一覧表』に記載のあるメーカーの製品」とすべきではないでしょうか。	現状のままで問題ないと考えており、仕様書に記載のとおりとします。	仕様書 4「照明器具の仕様」(3)	「LED 照明器具は、公共施設用照明器具規格に適合しているものから選定すること。但し、公共施設用照明器具に該当品番がないものについては、監督職員に照明器具使用を記した図面を提出し、承諾を受けること。」とありますが、公共施設用照明器具に該当品番が無いものについても、品質保持の為、公共施設用照明器具に登録対応品を持つメーカーの製品から選定するという事によろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、公共施設用照明器具に該当品番が無いものについては、照明器具仕様を記した図面を監督職員にご提出頂いた上で、承諾の可否を判断します。
			仕様書 4「照明器具の仕様」(3)	「電源別置形の非常用照明一体型器具等で、LED 化改造後も非常用照明一体型器具として使用可能な場合は、そのまま使用することとする。」とありますが、非常用照明器具は器具と光源の組み合わせで建築基準法における型式適合認定を受けています。光源(ランプ)を LED に交換する場合組み合わせ条件が整わなくなるため、適合認定外となり非常用照明一体型器具の非常灯をそのまま使うと法令違反となります。非常用照明一体型器具を直管型ランプにて LED 化する場合、法令に沿って専用形非常用照明器具を別置するという認識でよろしいでしょうか。	
仕様書 4「照明器具の仕様」(2)	「CISPR15 に準拠していること」とありますが国内大手照明メーカーの医療用照明にカテゴリーされる製品においては、全ての製品がこの条件を満たすわけではなく、国際規格「CISPR15」若しくは国内規格「電気用品 安全法」のどちらかのノイズ規定に準拠して製品が製造されています。今回の仕様では CISPR15 のみの準拠と限定されておりますが、国内規格「電気用品安全法」におけるノイズ基準を満たしている照明機器も認めて頂けないでしょうか。	認めません。仕様書に記載のとおりとします。			

回 答 書

区分	質 疑 事 項	回 答	区分	質 疑 事 項	回 答
仕様書 5「工事施工」(2)	「調査結果については、監督職員に報告するとともに、設計図書の変更を要する場合は、監督職員と協議のうえ、対応を決定すること。」とありますが、調査の結果、別紙器具台数一覧の内容に差異が生じた場合は、金額の変更を認めていただけますでしょうか。	原則として金額の変更は想定していません。ただし、「照明一覧表」と差異が生じた場合には、別途双方協議の上、決定します。	仕様書 5「工事施工」(20)	別紙図面では仮設箇所を読み取ることができませんが、現地調査において足場や高所作業車等の仮設が必要になった場合、金額の変更を認めていただけますでしょうか。	足場等が必要な箇所は南棟1階の職員食堂及び一般食堂（天井の高さ：6,615mm）、並びに屋外の照明（高さ：4,000mm）です。屋外照明の個数については、照明一覧表の個票に合わせ、仕様書を別添のとおり変更します。
仕様書 5「工事施工」(12)	アスベスト含有みなし（レベル3相当対応）について、事前の調査報告書は頂けるのですか。	落札・契約した業者様に交付します。	仕様書 5「工事施工」(24)	「ス 施工管理計画(作業前・中・後の手順を記載したものや、工事写真の撮影計画)」とありますが、工事写真は、各部屋毎に施工前・施工後の計2枚を撮影し、完成図書として提出するという事によろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
仕様書 5「工事施工」(15)	設置作業前後の絶縁測定について、各階の電灯分電盤の回路等の資料は頂けるのですか。	落札・契約した業者様に交付します。	仕様書 5「工事施工」(25)	施設別の削減効果計算書は仕様に明記してあります箇所器具・点灯時間参考でOKですか。	お見込みのとおりです。ただし、落札・契約後に実施する現地調査結果と「照明一覧表」に差異が生じた場合には、別途双方協議の上、決定します。
仕様書 5「工事施工」(16)	設置前後の照度測定について、執務室に限ると明記されていますが、執務室の部屋名を指示頂けますか。	医療サービス課、総務課・経営企画課、副局長室、看護部長室、医療安全管理室（本館2階会議室北側・副院長室東側）、医局の6部屋程度を予定しています。			
仕様書 5「工事施工」(18)	⑧仕様書5(18)について 既設照明にPCBは含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。			

回 答 書

区分	質 疑 事 項	回 答	区分	質 疑 事 項	回 答
仕様書 5「工事施工」(25)	照度測定結果及び各試験成績書は執務室のみでOKですか。	お見込みのとおりです。	仕様書 8「契約終了後の取り扱い」	満了後は発注者に無償で譲渡することから固定資産税の納付は免除との認識でよろしいですか。また、現状有姿での引渡しとの認識でよろしいでしょうか。	固定資産税の納付については、該当市町村へご確認をお願いします。なお、参考までに当法人は原則として固定資産税は非課税です。また、現状有姿での引渡しで問題ありません。
仕様書 5「工事施工」(25)	PCB 有無報告書について、事前のアスベスト調査報告書はいただけるのですか。	落札・契約した業者様に交付します。			
仕様書 6「照明器具の維持管理」(3)	保険金の支払対象とならない地震、戦争等の不可抗力による損害もしくは、保険金を越える損害が発生した際は、貴大学法人のご負担との認識でよろしいでしょうか。 もしくは、仕様書上で定めのないことから別途協議の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	別途双方協議の上、決定します。			
仕様書 6「照明器具の維持管理」(3)	賃貸借期間中、受注者が付保する適切な保険とは、新価特約付動産総合保険という認識でよろしいでしょうか	仕様書に記載のとおり適切な保険への加入をお願いします。			

回 答 書

区分	質 疑 事 項	回 答	区分	質 疑 事 項	回 答
<p>入札説明書 9「契約保証金」</p>	<p>契約保証金は、免除との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおりです。契約保証金を徴収した場合には以下の文言を契約書に追記することとします。なお、京都府公立大学法人契約管理要綱第31条は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">(契約保証金)</p> <p>第4条の2 甲は、契約保証金 円を第10条第3項及び第11条の損害並びに第12条第1項の損害賠償金に充当することができる。</p> <p>2 甲は、第15条の乙による無償譲渡後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(京都府公立大学法人契約管理要綱)</p> <p>第31条 契約担当者は、契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。</p> <p>2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) 契約者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき</p> <p>(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき</p> <p>(3) 第3条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共</p>			<p>団体と、当該入札に係る契約の種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものである場合であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき</p> <p>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、确实な担保が提供されたとき</p> <p>(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき</p> <p>(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき</p> <p>(7) その他契約担当者が必要ないと認めるとき</p> <p>3 第1項の契約保証金の納付(次条第1項の規定による担保の提供を含む。)は、契約の確定と同時にさせなければならない。</p>

回 答 書

区分	質 疑 事 項	回 答	区分	質 疑 事 項	回 答
その他	リース会社は、機器の設置・工事・保守に関する業務を実施する上で、業務内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければ実施できないものについては、リース会社自ら当該業務を実施できない為、一部業務を必要な資格を有する業者へ委託し、業務にあたらせることとしてよろしいでしょうか。	問題ありません。			
その他	月額リース料が10万円（消費税等込み）となる場合、犯罪収益移転防止法に則り、指定様式に基づく取引ご担当者本人確認の実施および、確認書式を指定期間保存しなければなりません。ご協力いただけますでしょうか。	協力します。			
委託業務名 <u>京都府立医科大学附属北部医療センター照明設備LED化に伴う賃貸借業務</u> 業 者 各 位			左記業務に係る質疑事項について、上記のとおり回答します。 令和6年1月10日 京都府公立大学法人理事長		

仕 様 書

1 件 名

京都府立医科大学附属北部医療センター照明設備LED化に伴う賃貸借

2 契約期間

令和6年2月1日から令和11年8月31日まで

3 整備対象建物及びLED化予定数量について

南棟	1855 (内 FLR40S 以外 381)
本館	1523 (内 FLR40S 以外 483)
北棟	672 (内 FLR40S 以外 315)
サービス棟	328 (内 FLR40S 以外 53)
エネルギー棟	122 (内 FLR40S 以外 9)
屋外	<u>36</u> (内 FLR40S 以外 <u>36</u>)
合計	<u>4536</u> (内 FLR40S 以外 <u>1277</u>)

※各建物の詳細については、別途配布する「図面」及び「照明一覧表」による。

ただし 予定数量は、現時点で把握している数量であり、実際の現場状況と異なることがあるため、決定業者は工事前に監督職員と現場調査を行うこと。

※40w直管タイプ（FLR40S等）は、ランプ交換とすること（器具交換は行わない）

ただし、高輝度（Ra90以上）及び調光の照明器具は器具の交換でもよい。

※40w直管タイプ（FLR40S等）以外の器具のランプ交換及び器具交換は、受注業者の提案とする。

※現地調査の結果、機器の数量及び改修方法が発注図書によりがたい場合は、監督職員と協議の上、変更する。

4 照明器具の仕様について

(1) 共通

ア 使用する照明器具及びLEDランプは、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内企業の製品とする。

イ 照明器具は新品とする。

ウ 平均演色評価数（Ra）は、昼白色の器具においては80以上とする。ただし診察室は90以上とする。また、既存照明器具が特殊な高演色ランプ等を使用している場合は監督職員との協議による。

- エ 定格電圧は、AC100V又はAC200Vとする。
- オ 光源寿命は、40,000 時間以上（光束維持率70%以上）とする。
- カ 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないよう処置を行うこと。また、露出型照明器具を取り換える場合には、既存器具の取付跡が見えないようにすること。
- キ 既設照明器具が防雨・防湿・防爆型器具の場合は、照明器具本体の更新による改修とし、同等以上の性能を持つ器具を選定すること。
- ク 既存照明器具が人感センサー、調光機能等を有する場合は、改修後においても同等機能以上を有すること。また、必要であれば調光器の取替を行うこと（受注者負担）
- ケ 照明器具の種類ごとに同一製造企業の製品を採用するなど、保守管理が容易になるよう努めること。
- コ 光色は原則昼白色とし、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、決定すること。
- サ 非常用照明器具等は、関係法令に基づいた仕様とする。

(2) 既存照明器具の改造による直管形LEDランプへの改修仕様

- ア 既存蛍光灯照明器具に内蔵されている安定器をバイパスする改造を施し、直管形LEDランプを装着することでLED照明として使用する。
安定器別置き式LEDは、既設安定器を撤去したのちLED安定器を取付、改造を行うものとする。
- イ 直管形LEDランプは以下の項目をすべて満たすこととする。
 - ・日本照明工業会規格JLMA301に準拠していること。
 - ・口金はG13とする。（既存照明器具の口金再利用、ただし口金のプラスチック等が劣化等している場合は口金を取り替えること）
 - ・CISPR15に準拠していること。
特に調光の部屋及び手術室についてはノイズ対して十分考慮した器具並びに調光器を取り付けること。
 - ・動作環境温度・周囲温度は5℃～35℃とする。
- ウ 直管形LEDランプは、既存蛍光灯照明器具の光束と同等以上のものを選定すること。
- エ 非常用照明一体型器具については、一般照明器具と専用形非常用照明器具に分離しても差し支えないが、その場合は、関係法令に基づく基準をすべて満たしていること。
- オ LEDランプの光源は不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。

(3) 照明器具本体の更新による改修仕様

- ア 発注図書で指定された蛍光灯照明器具については、照明器具本体をLED照明器具に取替ること。LED照明器具は、公共施設用照明器具規格に適合しているものから選定すること。ただし、公共施設用照明器具に該当品番が無いものについては、監督職員に照明器具仕様を記した図面を提出し、承諾を受けること。

イ LED照明器具については、既存照明器具と同等の光色、光束、機能を有する器具に取り換えること。

ウ 非常用照明一体型器具を取り替える場合は、一般照明器具と専用形非常用照明器具に分離して取り替えても差し支えないが、その場合は、関係法令に基づく基準をすべて満たしていること。電源別置形の非常用照明一体型器具等で、LED化改造後も非常用照明一体型器具として使用可能な場合は、そのまま使用することとする。

エ 既存の非常用専用型照明器具は引き続き使用するものとし、本事業の対象外とする。

オ その他本仕様書に記載の無い事項については、国土交通省官庁営繕部監修の電気設備工事標準仕様書（令和4年版）に記載のとおりとする。

5 工事施工について

- (1) 工事の施工期間は契約締結の日から令和6年8月31日までとする。
- (2) 作業に先立って現地調査を行い、電源回路、照明器具の設置状況、既存照明器具の劣化状況を確認すること。調査結果については、監督職員に報告するとともに、設計図書の変更を要する場合は、監督職員と協議のうえ、対応を決定すること。
- (3) 設置作業に使用する材料は全て新品とする。
- (4) 設置作業に当たっての安全管理については、関係法令に従い受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督職員及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (7) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、監督職員及び施設管理者の承諾を得ること。
- (8) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の当院敷地内における必要な場所の確保については、事前に監督職員及び施設管理者の承諾を得ること。
- (9) 作業時間帯は、別紙照明一覧に記載の通りとし、昼間時間帯（9時～17時）とする。ただし、施設管理者との協議により作業日時が指定される室においては、指定された作業時間に施工を行うこととする。
- (10) （室単位など、）個別の作業場所での作業時間帯の決定に当たっては、監督職員及び施設管理者の指示に従うこと。
- (11) 照明器具の取付方法については、各器具の標準仕様（取付説明書記載例等）による。取付けにあたっては、既存アンカーボルト等を再使用しても構わない。ただし、その長さや位置等は、現地調査及び詳細設計の際に受注者で確認し、加工が必要な場合は、取

付金物等を受注者負担で用意すること。

- (12) 施工のために天井に穴あけ加工が必要な場合は、アスベスト含有みなし（レベル3相当）として対応し、受注者負担で行うこと。事前のアスベスト調査は発注者側で行う。
- (13) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、別紙「養生について」の通り必要な養生を行うこと。
- (14) 作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- (15) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面で報告すること。
- (16) 設置前後の照度測定（執務室内に限り、室内中央部の机上1箇所測定する。）を実施し、その結果を書面で報告すること。非常用照明器具については次項に従い対応するものとする。
- (17) 非常用照明器具の交換については、関係法令を順守するとともに、所轄の官公庁との協議及び届出手続を行うこと。また、「平成20年3月10日国土交通省告示第285号」を参照し、建築設備の定期検査報告相当の検査・点検を行い、報告書を提出すること。
- (18) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとする。PCBを含む安定器があった場合には、堅牢な金属製容器に収納し発注者に引き渡すこと。
- (19) 施工に必要な電力は受注者負担とし、事前に監督職員及び施設管理者の承諾を得た場合はこの限りではない。承諾を得た場合であって、施設のコンセント等を使用する場合は、使用する工具又は電源コードリールに漏電対策を備えたものに限る。
- (20) 施工に伴い高所作業となる場合は、関係法令に従い適切な安全措置を講ずること。なお、同措置に伴い必要となる足場等は受注者にて負担すること。
- (21) その他本仕様書に記載の無い事項については、国土交通省官庁営繕部監修の電気設備工事標準仕様書（令和4年版）に記載のとおりとする。
- (22) 工事着手前に提出する書類
 - ア 施工計画書
 - イ 労働関係法令遵守状況報告書
 - ウ 下請負契約等の通知書
- (23) 本事業の監督は、京都府立医科大学附属北部医療センター経営企画課及び総務課の職員が行う。
- (24) 施工計画書
工事着手前に次の内容を記載した施工計画書を作成し、監督職員の承認を受けること。
 - ア 予定工程表（所定の用紙に騒音・埃・振動等記入の事）
 - イ 工事範囲及び停電範囲
 - ウ 施工図面及び使用する照明器具一覧

- エ 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の所属、氏名、緊急連絡先
- オ 廃棄物の処分計画
- カ 施工実施者の所属及び人数
- キ 物品の搬出入経路
- ク 車両の入退場経路、作業車及び運搬車等の車両の駐停車場所、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場
- ケ 駐車する車両の種別及び台数、駐車時間帯
- コ 施工に支障となる既存機器、物品の一覧（本請負内での運搬作業の要否は別途協議による。）
- サ 安全衛生管理計画
- シ 品質管理計画
- ス 施工管理計画（作業前・中・後の手順を記載したものや、工事写真の撮影計画）

(25) 工事完了後に提出する書類

- ア 完成図書（各建物 2 部ずつ）
 - 1) 施設別のエネルギー削減効果計算書
 - 2) 社内検査報告書
 - 3) 照度測定結果及び各試験成績書
 - 4) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は受渡確認票（電子マニフェスト）の写し
 - 5) 産業廃棄物運搬業許可証の写し
 - 6) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - 7) 産業廃棄物処理委託契約書の写し
 - 8) PCB 有無報告書
 - 9) 工事写真
 - 10) 打合せ記録
 - 11) 官公庁届出書の写し
 - 12) 機器取扱説明書
 - 13) 下請負契約等の通知書（工事完了時点のもの）
 - 14) 建築設備の定期検査報告相当の報告書

イ 完成図面及び照明器具台帳（各建物 2 部ずつ）

※完成図面については別途電子データ（PDF での提出を必須とする。プロット図を CAD で作成した場合はそのデータ共。）を提出すること。

※照明器具台帳とは、各建物内の室毎に照明器具の台数、品番等を明記したもので、完成図面の配置情報と整合がとれているもの。

6 LED 照明器具の維持管理について

- (1) LED 化工事施工完了後から賃貸借契約期間終了までの間、LED 照明器具が正常な状態

で使用できるよう維持管理すること。

- (2) 賃貸借期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は受注者の責任及び費用負担において、交換、補修等を行うこと。交換、補修等の措置を講じた場合は、発注者に報告（対応した日付、対応者、原因、措置内容など）をすること。
- (3) 受注者は工事施工完了後から賃貸借期間終了後までの間、適切な保険に加入し、器具の契約内容不適合が生じた場合、速やかに修繕・交換等の措置を行うこと。
- (4) 受注者は、LED工事施工完了後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者氏名を記載し、書面で発注者へ届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届出ること。
- (5) 賃貸借契約期間中に発注者の都合により対象器具の撤去又は移設が必要になった場合の取り扱いについては、発注者・受注者双方協議の上、決定する。

7 賃貸借契約について

(1) 賃貸借契約期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。ただし、工事期間の延長等の場合は、発注者、受注者協議の上、賃貸借期間の開始時期を変更することができるものとする。

(2) 賃借料支払い条件

毎月月末締めとし、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

(3) 賃借料に含まれる事項

- ア LED照明器具及び設置に必要な附属品一式
- イ LED化工事に係る工事費
- ウ 工事における撤去品の処分費用
- エ 賃貸借金利及び保険費用
- オ 維持管理費用（交換部品、緊急修理、不点時の対応等）

8 賃貸借契約終了後の設備の取り扱いについて

賃貸借物品は賃貸借期間満了後、その所有権を発注者に無償で譲渡すること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定する。